

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（身体・知的等障害分野）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（身体・知的等障害分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されている。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組むことを目的としている。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとしている。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

①障害者の地域生活を支援するための機能支援機器の開発等に関する研究

常時ケアが必要な身体・知的障害者が体位変換、喀痰吸引等の介助を要したときに、必要な介助が適切かつ迅速に受けられるための意思伝達装置等のコミュニケーション支援機器、および当該技術を応用した体位変換ベッドなどの開発や、災害時などの危険を察知した場合に自らの意思で救助を求めるための装置の開発等、障害者の地域生活を支援するための機能支援機器等の開発等を行う研究を推進する。

②痙性や体重等による車椅子関連機器過負荷の障害者に及ぼす影響に対応できる新たな試験方法や設計ガイドラインの開発等に関する研究

痙性が強い障害者や障害者自身の過度の体重負荷が車椅子関連機器の性能や安全性に及ぼす影響と、それに対応できる試験方法や設計ガイドライン等を開発する研究を推進する。

③腎臓機能障害者に対する安全で効果的な腹膜透析法の開発等に関する研究

腎臓機能障害者の腹膜透析は在宅で可能であり、通院で行う血液透析と比較して患者の満足度が高く、残腎機能保持の観点からも PD first といった概念が提唱されている。一方で、医療従事者に対する腹膜透析に関する知識が十分でないことや、地域の医療機関における連携が不十分である等の問題があることから、安全で効果的な腹膜透析法の開発等を行う研究を推進する。

4. 予算額

- ・①、②：1 課題あたり上限 7, 0 0 0 千円

- ・③ : 1 課題あたり上限 5, 0 0 0 千円

5. 実施期間

契約日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日 (火) までとする。

6. 成果物

研究報告書 1 0 部 (A 4 版)

7. 納入期限

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点 (政策等への活用可能性)

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

1 0. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

1 1. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の 1 / 2 未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

1 2. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（感覚器障害分野）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（感覚器障害分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されている。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組むことを目的としている。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとしている。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

- ・小児・若年者の感覚器障害の早期発見・診断・治療・訓練・リハビリ等の自立支援に資する技術開発等に関する研究

小児・若年者の感覚器障害においては、その後の成長発達過程への長期的な影響を考慮すると、早期に発見し適切な診断・治療および訓練・リハビリ等を行うことが大変重要であり、小児・若年の感覚器障害者の自立支援に資する技術開発等を行う研究を推進する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 7, 0 0 0 千円

5. 実施期間

契約日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 1 0 部（A 4 版）

7. 納入期限

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（精神障害分野）」に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（精神障害分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されている。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組むことを目的としている。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとしている。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

○訪問看護等の訪問支援を必要とする精神・発達障害者の治療やリハビリに役立つ機能支援機器開発に関する研究

うつ病・躁うつ病・統合失調症、不安障害など精神疾患を持つ患者や、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）、学習障害(LD)の中でうつ病など2次障害（精神疾患）を重複している患者が、日常生活における体調や気分等の変動に関するデータ記録を訪問看護時の看護師や作業療法士、精神保健福祉士、または主治医等と情報共有でき、在宅での健康状態を主治医等の医療スタッフに伝えて適切な治療やリハビリを受けやすくするための機能支援機器の開発研究を推進する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 7, 0 0 0 千円

5. 実施期間

契約日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 1 0 部（A 4 版）

7. 納入期限

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の 1 / 2 未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。